

# 入 札 説 明 書

# 目 次

	頁
1 入札に付する事項	1
2 入札に参加する者に必要な資格	1
3 入札参加資格の審査等	1
4 入札の方法等	2
5 契約条項を示す場所及び期限	2
6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨	2
7 入札保証金及び契約保証金	2
8 入札の無効	3
9 落札者の決定の方法	3
10 最低制限価格	3
11 契約書案の提出	3
12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先	3
○ 令和5年度漂着ごみ組成調査業務委託仕様書	4
○ 入札参加資格審査申請書	19
○ 誓約書	20
○ 入札書	22
○ 委任状	23
○ 過去2箇年の間における国等との契約に係る履行証明書	24
○ 過去2箇年の間における国等との契約に係る履行証明書の作成について	25
○ 入札に係る注意事項	26
○ 入札保証金納付書	27
○ 入札保証金還付請求書	28
○ 入札会場	29

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
令和5年度漂着ごみ組成調査業務委託
- (2) 調達をする役務の特質等  
「令和5年度漂着ごみ組成調査業務委託仕様書」による。
- (3) 履行期限  
令和6年3月29日（金）
- (4) 納入場所  
鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課（鹿児島県庁行政庁舎13階）

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 次のア又はイのいずれかの業務の受注実績があること。  
ア 国又は地方公共団体（本県を含む。）における海岸漂着物・漂流物に係る業務  
イ 国又は地方公共団体（本県を含む。）における廃棄物に係る業務
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。  
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。  
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）  
ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人  
エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人  
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人  
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人  
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人  
ク 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- (4) (3)及び一般競争入札公告2(3)中の「役員等」とは、次に掲げる者をいう。  
ア 法人にあつては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者  
イ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

## 3 入札参加資格の審査等

- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。  
ア 2(1)に係る業務の受注が確認できるもの（成果物の写しの抜粋、一般財団法人日本建設情報総合センター登録内容確認書の写し等）  
イ 誓約書  
ウ 7(1)アに掲げる保険証券又は7(1)イに掲げる書面（入札保証金の免除を受け

る場合)

(2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課一般廃棄物係

イ 提出期限

令和5年12月22日（金）午後5時

(3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、令和5年12月25日（月）までに電話により通知する。

(4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年12月27日（水）午後1時30分

イ 場所 鹿児島県庁行政庁舎7階 7-B-2会議室

5 契約条項を示す場所及び期限

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課 一般廃棄物係

令和5年12月22日（金）午後5時

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

なお、次の各号に掲げる者が一般競争入札に参加しようとする場合は、入札参加

資格審査の際に提出された書面をもって上記書面の提出があったとみなし、入札保証金の納付が免除される。

(ア) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号）に基づく入札参加資格審査に合格している建設業者

(イ) 鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格要綱（平成21年鹿児島県告示第485号）に基づく入札参加資格審査に合格している者

- (2) 契約保証金  
免除する。

## 8 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合（7(1)により納付が免除された場合を除く。）又は納入金額が過小の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

## 10 最低制限価格

設定しない。

## 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課一般廃棄物係

電話番号：099-286-2596（直通）

E-mail : emippan@pref.kagoshima.lg.jp

## 令和5年度漂着ごみ組成調査業務委託仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、漂着ごみの組成及び存在量並びにこれらの経年変化を把握することにより、漂着ごみの実態把握及び今後の漂着ごみ発生抑制対策を効果的に実施することを目的とする。

### 2 調査内容

#### (1) 調査地点

図1の奄美市佐仁海岸とする。



図1 調査地点

#### (2) 調査時期及び回数

冬期（1月～3月）の1回とする。

#### (3) 調査範囲

図1の範囲とする（横幅は、海岸線から堤防までとする）。

#### (4) 調査方法

##### ア 漂着ごみの回収

長辺の長さが2.5cm以上の漂着ごみを回収する（カキ養殖用まめ管及びたばこの

吸い殻（フィルター）は2.5cm未満であっても回収）。

ただし、次の物は回収しない。

- (ア) 大型漂着物（30kg/個以上）
- (イ) 不発弾等の危険物や動物の死骸
- (ウ) 有価物
- (エ) 第1種共同漁業権の対象となっている海藻類，貝類，甲殻類等
- (オ) 回収により希少野生生物の生育環境に悪影響を及ぼすこととなるもの
- (カ) マイクロプラスチック

#### イ 回収物の分類

別添の「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（環境省）」別紙4の「漂着ごみの分類表（必須項目）」に基づき分類・計測し，次のデータシートに記入する。

- (ア) 別紙5「漂着ごみデータシート①」

容積及び重量については，いずれか一方を実測し，他方は換算係数を用いて，算出しても差しつかえない。

- (イ) 別紙6「言語表記等調査のデータシート」

#### ウ 回収物の処分

分類・計測が終了後，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に基づき，適正に処分する。

### 3 成果品等の提出

- (1) 調査内容を取りまとめた報告書1部及び電子データ
- (2) (1)のとりまとめに用いた資料及び電子データ

### 4 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については，県と受託者が協議の上，決定する。

地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン **【抜粋】**  
(令和5年6月 第3版)

1. はじめに

漂着ごみの実態把握及び今後の漂着ごみ発生抑制対策を効果的に実施するためには、全国の回収量だけでなく、漂着ごみの組成及び量並びにこれらの経年変化を把握することが重要である。海岸漂着物処理推進法第22条では、「国及び地方公共団体は、(略)定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。」と規定している。

これらを踏まえ、本ガイドラインは、地方公共団体を対象に、環境省による過年度の漂着ごみのモニタリング調査(以下「環境省モニタリング調査」という)と比較可能で、かつ、地方公共団体が中長期間にわたり継続的に実施可能になるよう比較的簡便な調査手法を示したものである。

2. 調査の目的

本調査では、各地方公共団体の海岸において、長期的に、継続して漂着ごみの組成や量を把握し、さらに、それらの経年変化を把握することを目的としている。これにより、対策の対象や方向性、具体的な対策等の検討のための指標、さらに、実施した施策の長期的な評価指標を得ることができる。

漂着ごみには、内陸から河川を経由して河口の近隣海岸に漂着するものや、海域に流出した後に海流等で運ばれ流出河川から離れた海岸に漂着するものもあるため、本ガイドラインでは、漂着ごみによる地域への影響を把握する観点から、他地域からの流出を含めた漂着ごみの全体像を把握するための調査手法を示している。

3. 調査の時期・頻度の設定要件及び地点の選定要件

3.1 調査の時期及び頻度

各調査地点の調査の時期及び頻度(調査回数)は、実施年毎のデータの比較ができるよう、基本的に固定するものとする。

最小要件として、調査頻度は漂着ごみが多い時期に年1回とする。

なお、「漂着ごみが多い時期」とは、出水等により突発的に漂着量が多くなる時期を除き、常態的な状況において漂着量が多くなる時期(季節風などにより漂着量が多くなる時期)を基本とする(別紙1参照)。出水等があった時は、出水後1ヶ月以上をあけて調査を実施することを基本とする。出水等の時期を除くことが困難な場合や想定外の出水等があった場合には、データシート(別紙5)の台風・豪雨のチェック欄に記載する。

漂着ごみの海岸での滞留時間は1年より長いものが多いと考えられていることから、同一地点を毎年調査すると前年の調査によりごみが回収されるために、現存量が定常状態に達する前に調査を実施することになるため、現存量の経年変化は見かけ上減少していくこ

とが考えられる。海岸に存在する漂着ごみの総量（現存量）を把握する目的であれば、同一地点の調査頻度は数年に1回の調査でもよい。一方、漂着ごみの経年的な過去からの相対変化、あるいは新たに漂着する量・種類（フラックス）を把握する目的であれば、毎年同一地点の調査結果でも把握可能である。

同一地点で1年間に複数回調査することも可能とするが、その場合には、調査日の間隔は年間で均等になるように設定することが望ましい。年2回とした場合、日本の気象の季節性を考慮すると、春季～夏季、秋季～冬季にそれぞれ設定することが、漂着ごみが多い時期をおさえる観点からも合理的であり、望ましい。

なお、本調査は、清掃活動と併せて行うことも可能とする。

### 3.2 調査の地点

最小要件として、調査対象とする海岸は、長さ100m以上の海岸であることとする。この海岸のうち、目視により、漂着ごみ量が平均的と見られる地点を選定する。

調査地点は、地域住民等による清掃活動の頻度が少ないことを基本とする（同一地点で年1回未満の調査を実施する場合には、おおむね1年間清掃活動がされていないことを基本とする）。やむを得ず清掃活動がなされている箇所では調査する場合には、データシート（別紙5）の清掃のチェック欄に記載する。

漂着ごみの全体像を把握するため、調査地点は、河口から離すことを基本とする。具体的には、海域の潮流の流程を考慮し、一級河川・二級河川の河口中心から、太平洋側は3km、日本海側・瀬戸内海は1km程度離すことを基本とする。

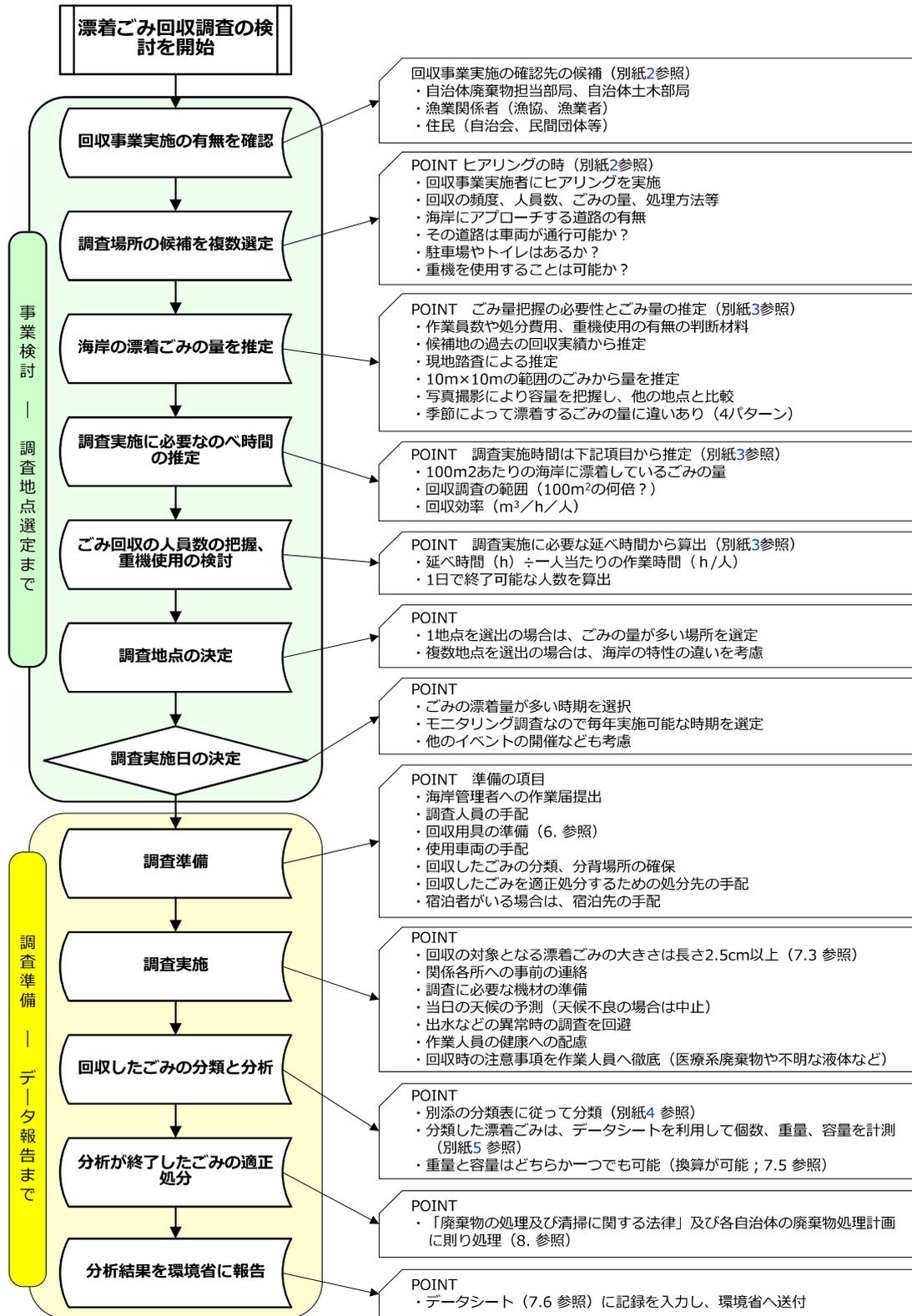
最小要件として、調査地点は都道府県毎に漂着ごみが多く、中長期間にわたり継続的に調査可能な1地点を選定する。複数地点を調査することも可能とする。この場合、例えば、毎年全地点を調査するのではなく、地点を半数に分け、隔年で交互に実施することにより、同じコストで調査地点を増やすことが望ましい。

回収したごみの組成調査及び処理を行う観点から、回収したごみの運搬が行いやすい地点を選定することが望ましい。具体的な調査地点の選定に当たっては、対象とする海岸により漂着するごみの量や品目が異なっているため、調査実施前に把握しておくことが望ましい。（別紙2参照）

## 4. 調査の流れ

調査地点の選定から調査日の決定、データシートの記録までのフローを以下に示す。

## 漂着ごみ回収調査の検討フロー図



## 5. 調査に必要な人員数及び所要時間

### 5.1 所要時間

別紙3に従って、漂着ごみの量及び品目を推定し、調査に必要な延べ時間を算出する。

### 5.2 調査に必要な人員数の算出及び手配

1日（日中のみ）で作業が完了するために必要な人員は、5.1で算出した延べ時間から1人当たりの作業効率を考慮し、手配する。

## 6. 調査に必要な物

調査の際には下記を準備すること。

- 分類表兼データシート（別紙5）
- 筆記用具
- ごみを収集するための丈夫なごみ袋（スタンドバッグが有用）
- ごみ分類後の計測機器（下記のいずれか、または両方を準備する）
  - 「容量」を測定するための袋又は容器（例：容量のわかる容器）
  - 「重量」を測定するための計量秤（例：体重計、キッチンスケール）
- メジャー（調査範囲を計測するために利用するため50mまで計測可能なもの）
- 手袋
- ロープ等の切断用具
- カメラ
- GPS 測定器
- ロープ（調査区画）
- ごみ袋（フレコンバッグ等）
- 危険物（例：注射器）収納容器
- その他、必要と判断したもの（時期によって暑さ対策や寒さ対策等）

## 7. 調査方法

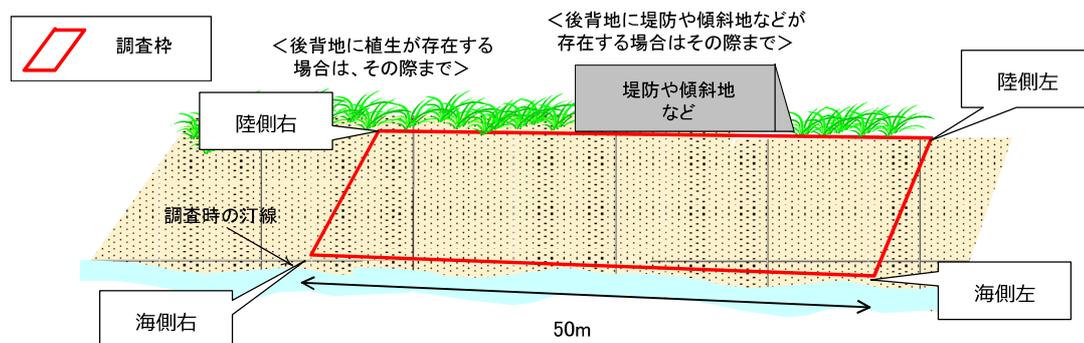
### 7.1 調査のタイミング

調査を実施するタイミングは、3.1で設定した調査時期の中で、出水時のような異常時を避け、常態的な様子の時に調査を行う。また、調査を実施する直近数ヶ月以内に、当該地域における回収作業の有無及び実施予定を確認し、必要があれば調査時期や場所の調整を行う。

### 7.2 調査範囲

環境省モニタリング調査手法に従い、漂着ごみの調査範囲は、汀線方向の幅を50mとして（50mの設定については、参考資料を参照）、調査時の海岸汀線から海岸の後背地（植生があるところ）までの間を対象とする。なお、継続して同じ場所で調査できるところを選定する。

海岸の奥行きが広く（30m 以上）、ごみの量も多い場合に、後背地（植生があるところ）まで全ての範囲を対象とすることが困難な時には、潮汐による年間の汀線の移動範囲か、汀線から 30m までのどちらか広い範囲を調査対象とすることも可能である。その場合、データシート（別紙 5）の奥行きチェック欄に記載する。



### 7.3 調査対象ごみ

環境省モニタリング調査と同様に長さ 2.5cm 以上のごみを調査対象として、回収する。なお、2.5 cm 未満のごみであっても分類表に記載の項目のうち発生源推定に資するもの（たばこの吸い殻（フィルター）、カキ養殖用まめ管など）は回収する。

### 7.4 分類

7.1 で設定した調査範囲にある漂着ごみについて、別紙 4 に従って分類する。分類表は、「必須項目」と「オプション項目」の 2 構成となっている。「必須項目」は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定している。「オプション項目」は、必須項目を細分化したもので、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択するものとする。また、「必須項目」及び「オプション項目」に記載がないが、調査対象としたい項目がある場合は、分類表に適宜追加し、分類・記録する。そのため、調査地域において分類表以外に特徴的な漂着ごみがないか、事前に地元関係者へのヒアリングにより把握しておくことが望ましい。

なお、各必須項目の合計と各オプション項目の合計は一致するよう記入する。漁具等については、別紙 7 を参考に分類すること。「プラ分類」とは、プラスチックの用途別にごみの漂着量を集計するための分類であり、環境省が集計のために利用するものである。

（※）プラスチックの必須項目及びオプション項目について、これまでの回収個数を踏まえ、漂着実態がほぼ確認されない品目を分類表から削除した。

また、回収したごみが、破損等により元の製品の一部分のみであった場合は、元の製品が推定できる場合は元の製品として分類し、推定できない場合は破片に分類する。例えば、回収したプラスチックごみが色や形状等によって漁業用浮子（ブイ）であると推定できる場合は「プラスチック 浮子（ブイ）」に分類し、推定できない場合は「プラスチック 破片」と

して分類する。なお、破片等の分類、特定に当たっては、風による飛散等を防ぐため、屋内に移動して行うことが望ましい。

ペットボトル、ボトルのキャップ・ふた、浮子（ブイ）については、記載されたバーコードやラベル等の表記が読み取れるものについては、言語の特定を行い、別紙6に従って分類する。

#### 7.5 計測

分類表に従って記載したデータシートを別紙5に示す。データシートに示した項目毎に、最小要件として『「個数」と「重量」』、又は『「個数」と「容量」』を計測し、記録する<sup>(※)</sup>。可能であれば、『「個数」・「重量」・「容量」』の全てを計測する。なお、「破片」類や「灌木」に分類されたものは、「個数」を計測しない。

なお、ここでいう容量とは「かさ容量」である。

(※) 「重量」と「容量」は比重を用いることにより相互変換可能である。

#### 7.6 記録

7.5の計測結果を分類表(別紙4)に沿って項目毎にデータシート(別紙5)に記入する。それに加え、調査のメタ情報として下記の項目等を記録する。

- 調査日時
- 調査範囲の緯度・経度
- 調査範囲の海岸汀線から海岸の后背地までの距離
- 海岸基質(砂浜、岩等)

データシートは、必須項目のみ計測する場合は「データシート①」、必須項目に加え、オプション項目も計測する場合は「データシート②」を使用する。上記の項目のほか、回収した漂着ごみを分類項目毎に写真で記録する。

また、ペットボトル、ペットボトルのキャップ、漁業用の浮子(ブイ)については、バーコードやラベル等から表記が特定することができるものについて、データシート(別紙6)に記入する。

#### 7.7 大型漂着物の計測・記録

調査範囲の中に人力では回収できない大きさの漂着ごみを見つけた場合には、データシートの「人力で動かせない物」に下記の項目を記録する。

- 漂着ごみの項目(流木など)
- 漂着ごみの緯度・経度
- 漂着ごみの個数、容量、容量から換算した重量

### 8. ごみの処分

調査のため回収したごみは、分類・計測の終了後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

及び各地方公共団体の廃棄物処理計画に則り適正に処理を行う。

なお、医療系廃棄物、発煙筒や不発弾等の爆発物、中身が不明の薬品ビン、農薬類、劇薬、その他（家電リサイクル対象製品）の取扱いや処理は注意すること。

## 9. 記録結果の管理と報告

7.6 で記入したデータシートを適切に管理・保存し、環境省に送付する。また、集計結果は環境省から各都道府県に共有される。

## 10. 得られる成果

調査結果を集計することで得られる成果の例を以下に示す。

### (1) 漂着量の多い分野の特定

例1では、調査結果を大きな分類にくくることで、プラスチック製品の中でも容器包装、製品、海域由来のうち、どのごみが多いのか、また、それぞれの分類の中でもどのようなごみが多いのかを把握している。これにより、今後の対策を取るべき分野を明確にすることができる。

### (2) 漂着量の多い品目の特定及び施策効果の検証

例2では、個別の品目毎に、漂着量の多い品目の順位付けを行うことで、どのようなごみが多いのかを把握している。これにより、自然要因による漂着ごみの量の変動を見えにくくしようとしている。また、複数年の調査により上位の品目がどのように推移しているかを検証することにより、対策を取った際の効果の検証に役立てることができる。

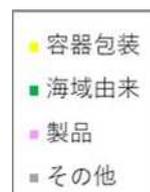
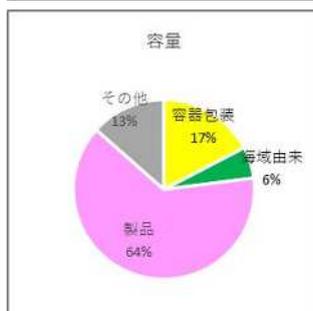
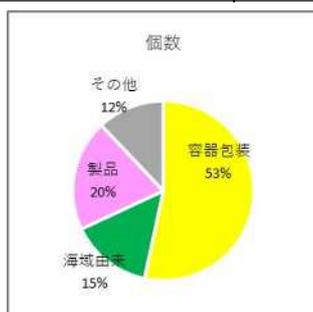
【成果の例1】 漂着量の多い分野の特定

プラスチックの容器包装等の組成

分類	個数(個)	個数(%)	容量(L)	容量(%)	重量(kg)	重量(%)
容器包装	80	53%	49	17%	2.6	17%
海域由来	22	15%	16	6%	4.4	28%
製品	30	20%	180	64%	6.4	41%
その他	18	12%	38	13%	2.1	14%
合計	150	100%	283	100%	15.5	100%

注) 「破片」類や「灌木」に分類されたものは、個数を計数していない。

分類		個数(個)	容量(L)	重量(kg)
容器包装	飲料用ボトル	43	34	1.61
容器包装	その他プラボトル類	9	11	0.85
容器包装	容器類(調味料容器、トレイ、カップ等)	8	3	0.07
容器包装	ポリ袋	20	1	0.03
海域由来	漁網、ロープ	9	12	3.93
海域由来	パイ	6	2	0.29
海域由来	発泡スチロールパイ	0	0	0
海域由来	その他漁具	7	2	0.19
製品	カトラリー(ストロー、フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー)	1	0.01	0.01
製品	その他プラスチック(ライター、注射器、発泡スチロール片等)	29	180	6.44
その他	—	18	38	2.11
合計		150	283	15.53



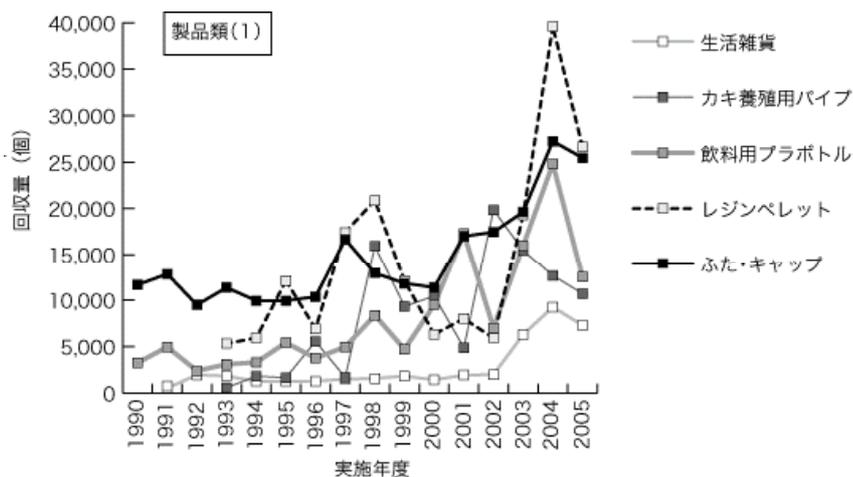
【成果の例 2】 漂着量の多い品目の特定及び施策効果の検証

・ 単年度の調査結果例

順位	品目	個数	割合
1	飲料用（ペットボトル）＜1L	2,308	17.4%
2	プラ製浮子（ブイ）	1,979	14.9%
3	ボトルのキャップ、ふた	1,664	12.5%
4	ウレタン	1,262	9.5%
5	プラスチックその他（必須項目）	1,182	8.9%
6	ゴム	574	4.3%
7	木（木材等）	516	3.9%
8	飲料用（ペットボトル）≧1L	439	3.3%
9	プラ製ロープ・ひも	400	3.0%
10	その他のプラボトル＜1L	362	2.7%
11	カキ養殖用パイプ（長さ10-20cm程度）	350	2.6%
12	金属	299	2.2%
13	ライター	286	2.2%
14	プラ製食品容器（食器、食品容器、トレイ、調味料容器等）	280	2.1%
15	プラ食器類_ストロー	214	1.6%
16	ガラス・陶器	211	1.6%
17	発泡スチロール製包装材	146	1.1%
18	その他の漁具	124	0.9%
19	ポリ袋（不透明&透明）	101	0.8%
20	梱包資材_テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）	94	0.7%

注：「割合」は人工物に占める割合を示す。

・ 複数年度の調査結果例



<出典> 藤枝茂・小島あずさ・大倉よし子(2007) 日本における国際海岸クリーンアップ (ICC) の現状とその結果, 沿岸域学会誌, 20, 33-46.

以上

大分類	必須項目	オプション項目	プラ分類	
プラスチック類	ボトルのキャップ、ふた	ボトルのキャップ、ふた	容器包装	
	ボトル<1L	飲料用(ペットボトル)<1L	飲料用(ペットボトル)<1L	容器包装
		その他のプラボトル<1L	その他のプラボトル<1L	容器包装
		飲料用(ペットボトル)≥1L	飲料用(ペットボトル)≥1L	容器包装
		その他のプラボトル類≥1L	その他のプラボトル類≥1L	容器包装
	ストロー	ストロー	製品	
	マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等	マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等	製品	
	食品容器(ファーストフード、コップ、ランチボックス、それに類するもの)	コップ、食器	コップ、食器	製品
		食品容器	食品容器	容器包装
	ポリ袋(不透明、透明)	食品の容器包装	食品の容器包装	容器包装
		レジ袋	レジ袋	容器包装
		その他プラスチック袋	その他プラスチック袋	容器包装
	ライター	ライター	製品	
	テープ(荷造りバンド、ビニールテープ)	テープ(荷造りバンド、ビニールテープ)	製品	
	シートや袋の破片	シートや袋の破片	その他	
	硬質プラスチック破片	硬質プラスチック破片	その他	
	ウレタン	ウレタン	その他	
	浮子(ブイ)(漁具)	浮子(ブイ)(漁具)	海域由来	
	ロープ、ひも(漁具)	ロープ、ひも(漁具)	海域由来	
	アナゴ筒(フタ、筒)(漁具)	アナゴ筒(フタ、筒)(漁具)	海域由来	
	カキ養殖用まめ管(長さ1.5cm)(漁具)	カキ養殖用まめ管(長さ1.5cm)(漁具)	海域由来	
	カキ養殖用パイプ(長さ10-20cm)(漁具)	カキ養殖用パイプ(長さ10-20cm)(漁具)	海域由来	
	漁網(漁具)	漁網(漁具)	海域由来	
	その他の漁具(漁具)	かご漁具	かご漁具	海域由来
		その他の漁具	その他の漁具	海域由来
	釣具	釣りのルアー、浮き	釣りのルアー、浮き	海域由来
		釣り糸	釣り糸	海域由来
		その他の釣具	その他の釣具	海域由来
	たばこ吸殻(フィルター)	たばこ吸殻(フィルター)	製品	
	生活雑貨(歯ブラシ等)	生活雑貨(歯ブラシ等)	製品	
	苗木ポット	苗木ポット	製品	
	その他	花火	花火	製品
		玩具	玩具	製品
		プラスチック梱包材	プラスチック梱包材	容器包装
		シリンジ、注射器	シリンジ、注射器	製品
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	分類に無いもので多数見つかった場合には記載	品目による
		その他	その他	品目による
		その他	その他	品目による
	プラスチック類 (発泡スチロール)	コップ、食品容器	食品容器(発泡スチロール)	容器包装
			コップ、食器(発泡スチロール)	製品
発泡スチロール製フロート、浮子(ブイ)		発泡スチロール製フロート、浮子(ブイ)	海域由来	
発泡スチロールの破片		発泡スチロールの破片	その他	
発泡スチロール製包装材		発泡スチロール製包装材	容器包装	
その他		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	分類に無いもので多数見つかった場合には記載	品目による
	その他	その他	品目による	

大分類	必須項目	オプション項目	プラ分類
ゴム	ゴム	タイヤ 玩具、ボール 風船 靴(サンダル、靴底含む) ゴムの破片 分類に無いもので多数見つかった場合には記載 その他	
ガラス、陶器	ガラス、陶器	建築資材 食品容器 ガラス、陶器の破片 食品以外容器 コップ、食器 電球 蛍光管 分類に無いもので多数見つかった場合には記載 その他	
金属	金属	ビンのふた、キャップ、ブルタブ アルミの飲料缶 スチール製飲料用缶 金属製コップ、食器 フォーク、ナイフ、スプーン等 その他の缶(ガスボンベ、ドラム缶、バケツ等) 金属片 ワイヤー、針金 金属製漁具 分類に無いもので多数見つかった場合には記載 その他	
紙、ダンボール	紙、ダンボール	紙製コップ、食器 タバコのパッケージ(フィルム、銀紙を含む) 花火 紙袋 食品包装材 紙製容器(飲料用紙パック等) 紙片(段ボール、新聞紙等を含む) 分類に無いもので多数見つかった場合には記載 その他	
天然繊維、革	天然繊維、革	ロープ、ひも 分類に無いもので多数見つかった場合には記載 その他	
木(木材等)	木(木材等)	木材(物流用パレット、木炭等含む) 分類に無いもので多数見つかった場合には記載 その他	
電化製品、電子機器	電化製品、電子機器	電化製品、電子機器	
自然物	自然物	灌木(植物片を含む、径10cm未満、長さ1m未満) 流木(径10cm以上、長さ1m以上) 分類に無いもので多数見つかった場合には記載 その他	
人力で動かせない物			

大分類	必須項目	オプション項目	プラ分類	
プラスチック類	ボトルのキャップ、ふた	ボトルのキャップ、ふた	容器包装	
	ボトル<1L	飲料用(ペットボトル)<1L	飲料用(ペットボトル)<1L	容器包装
		その他のプラボトル<1L	その他のプラボトル<1L	容器包装
		飲料用(ペットボトル)≥1L	飲料用(ペットボトル)≥1L	容器包装
		その他のプラボトル類≥1L	その他のプラボトル類≥1L	容器包装
	ストロー	ストロー	製品	
	マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等	マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等	製品	
	食品容器(ファーストフード、コップ、ランチボックス、それに類するもの)	コップ、食器	コップ、食器	製品
		食品容器	食品容器	容器包装
	ポリ袋(不透明、透明)	食品の容器包装	食品の容器包装	容器包装
		レジ袋	レジ袋	容器包装
		その他プラスチック袋	その他プラスチック袋	容器包装
	ライター	ライター	製品	
	テープ(荷造りバンド、ビニールテープ)	テープ(荷造りバンド、ビニールテープ)	製品	
	シートや袋の破片	シートや袋の破片	その他	
	硬質プラスチック破片	硬質プラスチック破片	その他	
	ウレタン	ウレタン	その他	
	浮子(ブイ)(漁具)	浮子(ブイ)(漁具)	海域由来	
	ロープ、ひも(漁具)	ロープ、ひも(漁具)	海域由来	
	アナゴ筒(フタ、筒)(漁具)	アナゴ筒(フタ、筒)(漁具)	海域由来	
	カキ養殖用まめ管(長さ1.5cm)(漁具)	カキ養殖用まめ管(長さ1.5cm)(漁具)	海域由来	
	カキ養殖用パイプ(長さ10-20cm)(漁具)	カキ養殖用パイプ(長さ10-20cm)(漁具)	海域由来	
	漁網(漁具)	漁網(漁具)	海域由来	
	その他の漁具(漁具)	かご漁具	かご漁具	海域由来
		その他の漁具	その他の漁具	海域由来
	釣具	釣りのルアー、浮き	釣りのルアー、浮き	海域由来
		釣り糸	釣り糸	海域由来
		その他の釣具	その他の釣具	海域由来
	たばこ吸殻(フィルター)	たばこ吸殻(フィルター)	製品	
	生活雑貨(歯ブラシ等)	生活雑貨(歯ブラシ等)	製品	
	苗木ポット	苗木ポット	製品	
	その他	花火	花火	製品
		玩具	玩具	製品
プラスチック梱包材		プラスチック梱包材	容器包装	
シリンジ、注射器		シリンジ、注射器	製品	
分類に無いもので多数見つかった場合には記載		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	品目による	
その他		その他	品目による	
プラスチック類 (発泡スチロール)	コップ、食品容器	食品容器(発泡スチロール)	容器包装	
		コップ、食器(発泡スチロール)	製品	
	発泡スチロール製フロート、浮子(ブイ)	発泡スチロール製フロート、浮子(ブイ)	海域由来	
	発泡スチロールの破片	発泡スチロールの破片	その他	
	発泡スチロール製包装材	発泡スチロール製包装材	容器包装	
	その他	分類に無いもので多数見つかった場合には記載	分類に無いもので多数見つかった場合には記載	品目による
その他		その他	品目による	

大分類	必須項目	オプション項目	プラ分類
ゴム	ゴム	タイヤ 玩具、ボール 風船 靴(サンダル、靴底含む) ゴムの破片 分類に無いもので多数見つかった場合には記載 その他	
ガラス、陶器	ガラス、陶器	建築資材 食品容器 ガラス、陶器の破片 食品以外容器 コップ、食器 電球 蛍光管 分類に無いもので多数見つかった場合には記載 その他	
金属	金属	ビンのふた、キャップ、ブルタブ アルミの飲料缶 スチール製飲料用缶 金属製コップ、食器 フォーク、ナイフ、スプーン等 その他の缶(ガスボンベ、ドラム缶、バケツ等) 金属片 ワイヤー、針金 金属製漁具 分類に無いもので多数見つかった場合には記載 その他	
紙、ダンボール	紙、ダンボール	紙製コップ、食器 タバコのパッケージ(フィルム、銀紙を含む) 花火 紙袋 食品包装材 紙製容器(飲料用紙パック等) 紙片(段ボール、新聞紙等を含む) 分類に無いもので多数見つかった場合には記載 その他	
天然繊維、革	天然繊維、革	ロープ、ひも 分類に無いもので多数見つかった場合には記載 その他	
木(木材等)	木(木材等)	木材(物流用パレット、木炭等含む) 分類に無いもので多数見つかった場合には記載 その他	
電化製品、電子機器	電化製品、電子機器	電化製品、電子機器	
自然物	自然物	灌木(植物片を含む、径10cm未満、長さ1m未満) 流木(径10cm以上、長さ1m以上) 分類に無いもので多数見つかった場合には記載 その他	
人力で動かせない物			

入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

令和5年度漂着ごみ組成調査業務委託に関する契約に係る入札参加資格の審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この入札参加資格申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

# 誓 約 書

申請者は、下記のとおり相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 次の(1)から(8)までのいずれにも該当しない者であること。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - (3) 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人
  - (4) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
  - (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人
  - (6) 役員等が、暴力団または暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

（注） 役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。



# 入 札 書

一金

入札事項	件名	令和5年度漂着ごみ組成調査業務委託
------	----	-------------------

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

氏 名

印

(代理人住所・氏名)

印

注 入札金額は、見積もった契約金額の 110分の100 に相当する金額を記載するものとする。

# 委 任 状

令和5年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名 印

令和5年度漂着ごみ組成調査業務委託に係る入札及び見積りの件について、下記の者を代理人と定め委任します。

記

住 所

氏 名 印

## 過去2箇年における国等との契約に係る履行証明書

令和 年 月 日

様

申請者

商号又は名称

代表者職・氏名

印

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課が行う「令和5年度漂着ごみ組成調査業務委託」に係る入札に必要なため、下記の契約について当社が誠実に履行したことを証明願います。

記

契約名： \_\_\_\_\_

契約金額：金 \_\_\_\_\_ 円（うち消費税相当額 \_\_\_\_\_ 円）

契約日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

履行期限： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

履行場所： \_\_\_\_\_

様

上記の契約について、貴社が誠実に履行したことを証明する。

令和 年 月 日

証明者

住 \_\_\_\_\_ 所

担当部署及び職名

担当者氏名印

印

## 過去2箇年の間における国等との契約に係る履行証明書の作成について

- 1 この証明書は、令和3年度以降における国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模を概ね同じくする契約を2回以上にわたって契約し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明するものです。
- 2 契約の相手方は、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体のものでなくてはなりません。
- 3 証明書は、必ず異なる契約のもの（令和3年4月以降に契約を行っており、すでに履行が完了しているものに限る。）各1通ずつ、計2通以上作成して提出してください。
- 4 証明書には、必ず契約の相手方（担当者でも可）の記名、押印したものを提出してください。
- 5 証明書の提出期限は、令和5年11月30日（木）午後5時必着とします。  
直接持参するか、郵送により必ず提出期限までに提出してください。  
なお、不備が認められたときは、受付をしない（郵送による場合は返送する）場合がありますので、余裕をもって提出してください。

## 入札に係る注意事項

### 1 代理人

代理人による入札の場合は本人(個人の場合)又は代表者(法人の場合)(以下「代表者等」と言う。)からの委任状が必要です。委任状の代理人の印鑑と入札書の印鑑は同じ印を押印ください。(念のため、同じ印鑑をご持参ください。)

※ 委任者が代表者等以外の場合、委任者が入札及び契約締結等に関する権限を有する旨を証明する(代表者等からの)委任状も提出してください。

### 2 入札保証金

入札保証金は、令和5年12月26日(火)午後3時までに、入札保証金納付書を添付して、納付してください。

なお、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除されます。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金額以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、令和3年度以降に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面またはそれに準ずる書類(契約書の写し及び委託費の受領状況のわかるもの)を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

なお、次の各号に掲げる者が一般競争入札に参加しようとする場合は、入札参加資格審査の際に提出された書面をもって上記書面の提出があったとみなし、入札保証金の納付が免除される。

- ① 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱(平成8年鹿児島県告示第1402号)に基づく入札参加資格審査に合格している建設業者
- ② 鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格要綱(平成21年鹿児島県告示第485号)に基づく入札参加資格審査に合格している者

※ 入札保証金は、見積もる契約金額の5/100以上が必要です。  
入札書の額に110/100(=1.10)を掛けた額が見積もる契約金額です。

※ 入札保証金の還付を受ける時は、入札保証金還付請求書を添付してください。

### 3 入札

入札は、令和5年12月27日(水)午後1時30分から、県庁行政庁舎7階7-B-2会議室で執行します。

<担当>  
鹿児島県廃棄物・リサイクル対策課  
一般廃棄物係 古川、野口  
(電話) 099-286-2596 (直通)

入札保証金納付書			
入札保証金納付書		第	号
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;">一 金</div>			
ただし，		に係る入札保証金	
現金 その他		〔証券名 記号番号 額面金額〕	
上記のとおり納付します。			
年 月 日			
契約担当者		殿	
		納入者	住所 氏名
		印	
		歳入徴収者	出納員等
----- (切取線) -----			
入札保証金領収書			
入札保証金領収書		第	号
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;">一 金</div>			
ただし，		に係る入札保証金	
現金 その他		〔証券名 記号番号 額面金額〕	
上記のとおり領収しました。			
年 月 日			
		課（事務所）出納員等	
		氏 名	
		印	
		取扱者	
		印	
殿			

(切取線)

入札保証金還付請求書

第 号

一 金

ただし、 に係る入札保証金

現 金

その他

証 券 名

記号番号

額面金額

上記の入札保証金の還付を請求します。

年 月 日

契約担当者

殿

住所

氏名

印

上記のとおり領収しました。

年 月 日

出納員等

殿

住 所

氏 名

印

# 鹿児島県庁 行政庁舎

## 7F



入札の場所